

「MYアシスト+」（マイアシストプラス）制度規約

本規約は、明治安田生命保険相互会社（以下、「当社」といいます）が運営・提供する「MYアシスト+」（マイアシストプラス）制度（以下、「本制度」といいます）の利用に際しての取扱いを定めるものです。

第1条（制度趣旨）

本制度は、当社への電話によるお申し出や請求書等の自署が困難なお客さまを対象として、契約保全手続きおよび入院給付金や死亡保険金等の請求手続き（以下、「請求等手続き」といいます）時に、お客さまのお手続きをサポートする制度です。

第2条（本制度の利用申し込み）

1. 次に掲げる者（以下、「保険契約者等」といいます）は、本規約の内容を確認のうえ、本制度の利用を申し込むことができます。
 - （1）保険契約者
 - （2）被保険者
 - （3）死亡保険金等受取人
 - （4）年金受取人
 - （5）上記（1）～（4）に準じる者
2. 前項の申込みについて、当社職員の面談（オンライン面談を含みます）により、保険契約者等が以下をともに満たす状態であると判断されることを要します。
 - （1）意思能力を有している
 - （2）加齢に伴う身体機能の低下や、障がいまたは疾病等により、請求等手続きの実施が困難な状態が今後も継続する
3. 当社は、第1項の申込みを承諾した場合、「MYアシスト+（プラス）制度「登録番号」のお知らせ」を送付します。ただし、保険契約者等が法人の場合等には、第1項の申込みを承諾しないことがあります。
4. 当社が第1項の申込みを承諾した場合、本制度登録者は、以下の契約等（以下、「本制度利用対象契約等」といいます）において、第3条に定めるサービスを利用することができます。
 - （1）保険契約者等の氏名、生年月日、住所がすべて同一の保険契約
 - （2）保険契約者等の氏名、生年月日、住所がすべて同一の、保険金すえ置取扱条項で規定されているすえ置金

第3条（本制度の利用）

本制度登録者は、専用窓口「アシスト・デスク」で、以下に定めるサービスを利用することができます。

- （1）専用フリーダイヤルによるご契約内容・手続方法等の照会対応
- （2）専用メールによるご契約内容・手続方法等の照会対応

第4条（利用期間）

1. 当社が第2条第3項に定める承諾をした時点で、本制度登録者は本制度を利用することができます。
2. 次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、本制度の利用を停止します。
 - （1）本制度登録者が当社所定の手続きにより、本制度の利用の停止を申し出たとき
 - （2）本制度登録者が反社会的勢力関係者であることが判明したとき
 - （3）解約・死亡保険金支払等により、本制度利用対象契約等がすべて消滅したとき
 - （4）保険契約者等の変更を行なった結果、または保険契約者等と別の者が年金の受け取りを開始した結果、本制度登録者が保険契約者等となる本制度利用対象契約等が存在しなくなったとき
 - （5）本制度登録者の意思能力がなくなったと、当社が判断したとき
 - （6）本制度登録者が第2条第2項第2号に定める状態に該当していないと、当社が判断したとき
 - （7）本制度登録者に、成年後見人・保佐人・補助人等法定後見人が選任されたとき
 - （8）その他当社が必要と認めたとき

第5条（本制度および本規約の変更）

1. 当社は、本制度登録者に事前に連絡することなく、本制度の内容および規約の記載を変更することがあり、本制度登録者はこれを承諾するものとします。
2. 前項に定める変更には、本制度の部分的な改廃などを含みますが、これらに限定されません。また当社は、この変更起因して本制度登録者が被った不利益、損害について責任を負わないものとします。
3. 第1項の変更を行なう場合、当社は、当社のホームページ上における表示またはその他の方法により、事前に変更事項を通知し、変更後の規約を公表します。

第6条（情報の利用）

当社は、本制度登録者の保険契約等の内容、本制度の利用に係る過程で知り得た情報を、本規約に定める事項以外に、必要に応じ以下の目的で利用させていただきます。また必要に応じ、子会社・関連会社および提携先企業に提供し利用させていただくことがあります。

- (1) 各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- (2) 子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

なお、当社におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、ホームページ (<https://www.meijiyasuda.co.jp/>) をご覧ください。

第7条（その他）

本規約に特段の定めがない事項については、普通保険約款および特約・特則条項の規定を適用します。

以上